

世界遺産条約の概要について

1. 条約の概要

- ・正式名称：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
- ・目的：顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを人類全体のための世界の遺産として保護、保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立する。
- ・採択：1972年（我が国は1992年に締結）
- ・締約国数：178ヶ国（2004年5月1日現在）
- ・事務局：UNESCO世界遺産センター（パリ）

2. 世界遺産の3つのカテゴリー

カテゴリー	対 象	登録件数
文化遺産	世界的な見地から見て歴史上、美術上、科学上顕著で普遍的価値を有する記念工作物、建造物群、遺跡等を対象 (例): 姫路城(日本)、法隆寺地域の仏教建造物(日本)、アンコール(カンボジア王国)、万里の長城(中国)、メンフィスとその墓地遺跡 - ギーザからダハシュールまでのピラミッド地帯(エジプト・アラブ共和国)など	582
自然遺産	世界的な見地から見て観賞上、科学上又は保全上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象 (例): 白神山地(日本)、屋久島(日本)、カナディアン・ロッキー山脈自然公園群(カナダ)、ガラパゴス諸島(エクアドル)、キリマンジャロ国立公園(タンザニア連合共和国)、グランド・キャニオン国立公園(アメリカ)、グレート・バリア・リーフ(オーストラリア)など	149
複合遺産	文化遺産と自然遺産との両面の価値を有するものを対象 (例): ウルル - カタ・ジュタ国立公園(オーストラリア)、黄山(中国)、マチュ・ピチュの歴史保護区(ペルー共和国)など	23
	(合計)	754

2004年6月現在

3. 世界遺産の登録基準

「世界遺産条約を履行するための作業指針」に示されているクライテリア(評価基準)の1つ以上に合致するとともに、法的措置等により、評価される価値の保護・保全が十分担保されていること、管理計画を有すること等の条件を満たすことが必要。

4. 我が国の世界遺産

【自然遺産(計2地域)】

- ・屋久島(平成5年12月)
- ・白神山地(平成5年12月)

【文化遺産(計10地域)】

- ・姫路城(平成5年12月)
- ・法隆寺地域の仏教建造物(平成5年12月)
- ・古都京都の文化財(平成6年12月)
- ・白川郷・五箇山の合掌造り集落(平成7年12月)
- ・原爆ドーム(平成8年12月)
- ・巖島神社(平成8年12月)
- ・古都奈良の文化財(平成10年12月)
- ・日光の社寺(平成11年12月)
- ・琉球王国のグスク及び関連遺産群(平成12年12月)
- ・紀伊山地の霊場と参詣道(平成16年7月)

このほか、「知床」(自然遺産)を現在推薦中であり、平成17年6月に開催予定の第29回世界遺産委員会において登録の可否が決定される。